

青森県水産環境整備事業等調査関連業務公募型企画競争事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課が所掌する水産環境整備事業等に係る調査関連業務において、あらかじめ公募を行い、企画提案書を提出させて、これらの内容や業務遂行能力が最も優れた者を選定する手続（以下「公募型企画競争」という。）を実施する際に必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 公募型企画競争は、具体的な業務内容を提示することが困難で競争入札が実施できない業務や、従来、競争性のない随意契約を行ってきた業務等で、知事が必要と認めた業務を対象とする。

(業務の選定等)

第3条 知事は、公募型企画競争により契約の相手方（以下「契約候補者」という。）を特定しようとする場合は、あらかじめ当該業務が前条の規定に該当するかどうかを、青森県水産土木建設業者指名委員会建設業者等選定部会（以下「選定部会」という。）において審査するものとする。

2 選定部会は、契約候補者を公募型企画競争により特定することとした業務ごとに次に掲げる事項について審査しなければならない。

(1) 応募資格

(2) 応募要領

(参加資格)

第4条 知事は、公募型企画競争により契約候補者を特定しようとする場合は、発注する業務ごとに次の各号に定める要件を、当該業務の参加資格として定めるものとする。ただし、知事が特に認める場合においては、この限りでない。

(1) 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号）第3条第2項各号に掲げる業種について、同規則第5条の規定による認定を受けた者（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）、又は、農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供で「東北地域」で認定されており、かつ、「調査・研究」で認定されている者であること（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）。)

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しないこと。

(3) 青森県建設業者等指名停止要領（昭和60年6月1日施行）に基づく知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していない者であること。

(5) その他、知事が必要と認める要件に該当する者であること。

(実施の公告)

第5条 知事は、公募型企画競争を実施しようとするときは、次に掲げる事項を、県のホームページにより公告するものとする。

- (1) 業務の概要に関する事項
- (2) 応募資格
- (3) 企画提案書の作成及び記載上の留意事項
- (4) 企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限に関する事項
- (5) 契約候補者を特定するための評価基準に関する事項
- (6) 契約候補者の特定等に関する事項
- (7) 契約等に関する事項
- (8) 応募・照会窓口
- (9) その他、知事が必要と認めた事項

(参加表明書の提出)

第6条 公募型企画競争において企画提案書の提出を希望する者(以下「参加表明者」という。)は、前項の規定による公告において指定する日までに、発注する業務ごとに、参加表明書(様式第1号)及び必要書類(当該公告において指定された場合に限る。)を知事に提出しなければならない。

- 2 参加表明書の提出期限は、原則として、公告した日の翌日から起算して10日後とする。

(企画提案書の提出)

第7条 参加表明者は、第5条の規定による公告において指定する項目を内容とする企画提案書を作成し、様式第2号により知事に提出しなければならない。

- 2 企画提案書の提出期限は、原則として、参加表明書の提出期限の翌日から起算して5日以上を経過した日で、知事が定めるものとする。
- 3 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、当該提出者の負担とする。
- 4 提出された企画提案書は返却しない。

(企画提案書の審査)

第8条 選定部会は、参加資格を審査し、資格を有すると認められた者が提出した企画提案書について、当該業務の評価基準に基づき評価し、一位の者を決定するものとする。

- 2 選定部会は、前項の決定をした場合は、審査及び評価の結果を記載した審査・評価結果票を作成するものとする。

(契約候補者の特定)

第9条 知事は、選定部会において、一位の評価を受けた企画提案書の提出者を契約候補者として特定するものとする。

- 2 知事は、契約候補者として特定した者(以下「特定者」という。)及び特定しなかった者(以下「非特定者」という。)に、企画提案書の審査及び評価の結果を通知

(様式第3号) するものとする。

- 3 非特定者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く。）以内に、知事に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。
- 4 知事は、前項の規定により、非特定者から説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（休日等を除く。）以内に、書面により回答するものとする。

(参加資格の喪失等)

第10条 当該業務の有資格者が、選定部会における資格審査において、次のいずれかに該当した場合は、当該業務に係る企画提案を行うことができないものとし、提出された企画提案書は無効とする。

- (1) 第4条に規定する当該業務に係る参加資格を満たさないこととなった場合
- (2) 参加表明書又は企画提案書に虚偽の記載をした場合

- 2 前項の場合において、知事は参加表明者に対し、その業務に係る企画提案書は無効とした理由を付して通知しなければならない。

(契約の締結)

第11条 知事は、特定者と、契約限度額の範囲内で契約を締結するものとする。この場合において、特定者が企画提案書に記載した予定担当者等の変更は、原則として認めないものとする

- 2 特定者が提出した企画提案書は、契約締結以降、契約図書として用いるものとする。

附 則

この要領は、平成24年8月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月2日から施行する。

(様式第1号)

番 号
年 月 日

青森県知事 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

参 加 表 明 書

「□□□業務」の提案に参加します。

記

添付書類

第4条第1項第1号に係る認定通知書等の写し

(担当者)
所属／部署
氏名
電話／FAX
E-mail

(様式第2号)

番 号
年 月 日

青森県知事 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

企画提案書提出書

「□□□業務」に関する企画提案書を別添のとおり提出します。

記

添付書類 : 企画提案書 2部 (正1部、副1部)

(担当者)
所属／部署
氏名
電話／FAX
E-mail

(様式第3号)

番 号
年 月 日

〇〇〇〇 殿

青 森 県 知 事

企画提案書の審査結果について（通知）

「□□□業務」に関する企画提案書を審査した結果、契約候補者に特定された《には特定されなかった》ことを通知します。

（担当者）

所属

職・氏名

電話／FAX

E-mail